

2015年10月30日

茨城県知事
橋本昌様

日本共産党茨城県委員会
委員長 田谷武夫
県議会議員 山中たい子
県議会議員 江尻加那
県議会議員 上野高志
常総市議会議員 堀越道男
常総市議会議員 石川栄子
県内市町村議員団

台風18号の豪雨災害にたいし、救援、復旧、自治体支援に関する緊急申し入れ(第2次)

記録的豪雨で鬼怒川の堤防が決壊し、常総市を中心に甚大な被害に見舞われてから50日が経過します。茨城県と現地の対策本部のご奮闘、全国からのボランティア活動に心から敬意を表します。日本共産党茨城県委員会も救援と復旧活動にとりくみ、9月24日に緊急申し入れを行いました。その後の状況を踏まえ、さらに必要がある項目をまとめました。早急な対応を求めます。

(1) ゴミ、ガレキ対策

建築廃材も災害ゴミとして処理し、国と県で財政支援を行うこと。流れ着いた大量のわらゴミの処理について、市はゴミ袋に入れて回収する措置をとっているが、あまりに大量のためにはかどらない。検討を行うこと。

(2) 避難の長期化について

ホテル、旅館も避難所として使用すること。公営住宅等の提供延長をはかること。

(3) 外国人被災者について

母国語で制度をわかりやすく説明する資料を配布すること。就労支援を行うこと。

(4) 被災住宅再建への支援強化

①知事は「国に被災者生活再建支援法を半壊に拡大することを求める」と発言しているが、国に求めるとともに、半壊住宅に対する県独自の支援を行うこと。

②限度額の大幅な引き上げを国に求めるとともに、県制度の併給を行うこと。

③被害認定については、府政防第842号平成16年10月28日内閣府政策統括官(防災担当)「浸水等による住宅被害の認定について」も生かし、住宅再建支援法や県制度を

柔軟に適用すること。

④救援のヘリコプターの風圧によって壊れた家屋などについて、国制度の適用を求めるとともに、県制度の適用を行うこと。

⑤アパート等の借家人も被災者再建支援法が適用されることを明確にし、被害認定を行うこと。

(5) 「住宅の応急修理」について

所得制限を撤廃し、増額すること。井戸が使えなくなり、水道を敷設する場合は、全額公費で負担すること。

(6) 農地・農業施設災害復旧事業、田畑の再生整備について

①常総市三坂町などでは、数十センチの土砂（瓦礫を含む）が畑に堆積している。農地復旧の計画は地権者・耕作者とよく話し合い、納得のいく整備を進めること。

②土砂等が少ない田畑についても、ガレキ等で来年の作付けが困難になっている。ボランティアの協力要請も含め、農地のガレキ撤去方針を明確にすること。

③農地再生について農家負担をなくすこと。

④「農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等による復旧を促進」を要請すること。

(7) 来年の農業収入について

めどがたたない農家への支援策を講じること。

(8) 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金

農水省は、貸付利子を貸付当初5年間無利子化としたが、県の上乗せを行うこと。

(9) 農業被災者経営体育成事業（ハウス、農機具等の支援）について

制度の徹底を図ること。

(10) 収穫後の浸水コメ対策

農林省は、「来年の営農再開に向けて行う土づくりや種もみ・肥料・農薬の準備などの取り組みに要する経費について、必要な財源を確保した上で助成する」としたが、不十分です。

①農水省は「収穫後の浸水したコメ量を把握できない」としているが、農業共済台帳に基づき調査済みの面積から、関東農政局・県農林事務所調査の浸水米量を農家の申請に基づきつき合わせ、浸水被害の面積を割り出すこと。

②激甚災害に指定されたことから農業共済保障を最高70%から90%に引き上げ、刈取り後の浸水被害米についても同率の保障を国に求め、県も支援策を講じること。

(11) 中小企業の再建支援

中小企業の被害実態を早急に把握し、設備・備品の更新修繕に対する補助を行うこと。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の実施を国に求めること。